

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

上申書

(今後の主張立証予定について2)

2022年（令和4年）6月 日

広島高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田 敢

同弁護士 河 合 弘 之
ほか

貴裁判所から、本年6月1日に電話で、債権者の考える主張立証のスケジュール（債権者は主張をいつ頃提出するのか、審尋期日についての希望等）を明らかにするよう求められたことを受けて、令和4年4月14日付上申書（今後の主張立証予定について）（以下「4月14日付上申書」という。）で挙げた項目について、提出予定時期の順に、以下のとおり債権者の主張立証のスケジュールを述べる。

- 1 ロシアのウクライナ侵攻を踏まえた戦争行為による原発事故に起因する人格権侵害の具体的危険に関する主張（4月14日付上申書「8」）は、2022年5月23日付準備書面1（戦時原発の危険）で提出済みである。

- 2 松田式等の不合理性に関する主張（4月14日付上申書「4」）は、7月8日（金）に提出予定である。
- 3 電離放射線被曝の危険に関する主張（4月14日付上申書「7」）は、7月29日（金）に提出予定である。
- 4 相手方（以下「債務者」という。）の抗告審答弁書（令和4年3月4日付）に対する反論（4月14日付上申書「3」）は、8月末から9月中旬頃までの提出を予定している。
- 5 181ガルを超えた観測地点の分布に係る主張（4月14日付上申書「2」）、650ガル未満の地震動による危険に関する主張（4月14日付上申書「5」）、南海トラフ地震に関する主張（4月14日付上申書「6」）は、鋭意準備中であり、9月末頃に提出予定である。
- 6 原審における争点一覧表に係る主張（4月14日付上申書「1」）は、原審が判断を回避した争点を一覧表によって整理し、各争点について遺漏なく明確かつ正しい判断を求めるために必要なものである。今後、債権者が上記「1」乃至「5」の主張を提出し、それに対して債務者が反論を提出した段階で、債権者において2022年4月14日付争点一覧表にそれらの主張反論を補充して、遺漏なく明確かつ正しい判断を求める事項を明確にする予定である。
- 7 上記「6」の争点一覧表の補充を終えた段階で、審尋期日を開いていただき、争点を整理し、債権者がプレゼンテーションをするなどして争点について正しく理解していただく機会を設けていただくよう要望する。

以上